

## 医療情報取得加算について

当院はオンライン資格確認システムを導入し、マイナンバーカードによる保険証（マイナ保険証）の利用が可能です。

国が定めた診療報酬算定要件に従い、2024年12月よりマイナ保険証利用の有無に関わらず、初診料または再診料に加えて以下のとおり「医療情報取得加算」が算定されます。

### ○医療情報取得加算

**【初診時】1点**

**【再診時】1点（3ヶ月に1回に限る）**

当院はオンライン資格確認を行い、診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願い致します。

今村病院 院長